

名張市小中一貫教育実施要項（案）

（目的）

第1条 小中一貫教育は、**中学校区における**小学校と中学校が共通しためざす学校像・子ども像を掲げ、小学校6年間、中学校3年間という括りを取り払い、義務教育9年間の一貫した系統性・連続性のある指導を行うものである。名張市では、子ども教育ビジョンに掲げる子ども像「夢をはぐくみ心豊かで元気な「ばりっ子」」をめざし、「夢を実現する力」と「社会を拓く力」を子どもに育むことを目的に小中一貫教育を実施する。

（実施等）

第2条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する「就学等に関する規則」に定める中学校区（以下、「中学校区」という。）ごとに小中一貫教育を**実施する施す**ものとする。

2 当該中学校区に属する各学校の校長は、前項の規定に基づき当該中学校区において小中一貫教育を**実施する施す**ときは、小中一貫教育実施届出書（~~以下、「届出書」という。~~）（~~様式第1号~~）により、教育委員会に届け出るものとする。

（目標）

第3条 各学校の校長は、教育基本法及び学校教育法その他の法令に示すところに従い、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成すよう小中一貫教育を実施する。

- (1) 子どもの発達に応じた、9年間の一貫した系統性・連続性のある指導を行うことにより確かな学力・体力**等**を向上させる。
- (2) 幅広い年齢の子ども、保護者、地域住民等との交流や学習、体験活動等を通して、多様性を尊重する態度や人と関わろうとする意欲・態度を育む。
- (3) 小・中学校の教職員が早期から一人ひとりの子どもの現状を把握・共有し、9年間の一貫した指導を行うことにより、様々な課題の未然防止、早期発見、早期対応に努め、いじめの防止や不登校問題の解消をめざす。
- (4) 名張の人、自然、歴史・文化等の良さを知り、ふるさとを愛する心を醸成し、持続可能な社会づくりに貢献する人材を育成する。
- (5) グローバル社会の到来を見据え、自国文化への理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人々と共に生きようとする心を育む。

(内容)

第4条 小中一貫教育の内容は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 実施形態

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に示す小学校及び中学校が、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施する~~施す~~ことができる、「中学校併設型小学校」・~~及び~~「小学校併設型中学校」とする。(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第79条の9)

イ 学校教育法第32条及び第47条に基づいた、小学校6年、中学校3年の修業年限と学習指導要領の6-3の区切りによる教育課程の編成により実施する。(学校教育法施行規則第52条及び第74条)

ウ 教育課程の特例、編成、授業時数の取り扱いについては、学校教育法施行規則第79条の10、第79条の11及び第79条の12の定めるところによる。

(2) 施設形態

現有の学校施設を使つての施設分離型を基本とする。

(3) グランドデザイン

各学校の校長は、~~学校は~~、~~中学校区ごとの共通理解のもとで~~小中学校が一体となるグランドデザインを作成し、これらを学校経営計画に位置付けるとともに、成果指標等を設定して取り組むものとする。

各学校の校長は、グランドデザインを年度当初に教育委員会へ届け出るものとする。

(4) 推進カリキュラム

各学校の校長は、教育課程の実施に係る推進カリキュラムを次の通り作成する。

ア~~及びイ~~については、~~中学校区ごとの共通理解のもとで~~、系統性・連続性のある指導目標等を掲げ、学習指導要領をふまえて作成する。

イ及びウについては、市が作成したカリキュラムを基本としながら、当該中学校区においてその実情に応じた運用を行う。

ウ~~及びエ~~については、~~中学校区ごとの共通理解のもとで~~、~~当該中学校区において~~、その児童生徒の実情と校区の特色に応じて作成する~~ものとする。ただし、エについては、系統性・連続性のある指導目標等を掲げ、学習指導要領をふまえて作成によることができるものとする。~~

~~各学校の校長は、当該中学校区の小中一貫教育に係る教育課程等を毎年度当初に教育委員会へ届け出るものとする。~~

- ~~ア 各教科及び領域ふるさと学習「なばり学」~~
- イ ふるさと学習「なばり学」英語教育
- ウ 英語教育キャリア教育
- エ キャリア教育各教科及び領域

(5) 保護者・地域との連携・協働

学校は、小中一貫教育について保護者・地域へ積極的に情報等を発信するとともに、各学校運営協議会において小中一貫教育への取組について協議し保護者・地域と連携し協働した取組を実施する等、コミュニティ・スクールを基盤として地域とともにある小中一貫教育を積極的に推進することとする。

(推進体制)

第5条 名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を組織し、推進の方向性を示すとともに、各中学校区の進捗状況や課題等についても情報共有を図ることとする。推進協議会については、別に教育委員会の定めるところによる。

附 則

この要項は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

名張市教育委員会 様

学校名
学校長 印

小中一貫教育実施届出書

小中一貫教育を実施したいので、名張市小中一貫教育実施要項第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 学校名
- 2 中学校区名
- 3 実施開始日 年 月 日
- 4 実施体制
※当該中学校区における推進組織等について記入願います。
- 5 実施内容
※グラウンドデザイン等を添付願います。
- 6 推進カリキュラム
※第4条（4）アウ及びエについて添付願います。